

第 86 回広島県森林審議会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 11 月 25 日 (火) 14 時 30 分から 16 時 00 分まで
- 2 場 所 広島市中区基町 10-52
広島県庁北館 4 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 大内委員、加藤委員、小林委員、里見委員、竹内委員、堀川委員、正本委員、
村田委員 (オンライン)、山之内委員 以上 9 名
- 4 質問事項
 - (議案 1) 高梁川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について
 - (議案 2) 江の川上流、太田川、瀬戸内森林計画区の地域森林計画の変更について
- 5 説明事項
広島県農林水産業アクションプログラム (森林・林業) の検討状況について
- 6 担当部署 広島県農林水産局 林業課 森林企画グループ
TEL (082) 513-3683 (ダイヤルイン)

(井福参事)

定刻となりましたので、ただ今から、第 86 回広島県森林審議会を開催させていただきます。
本日の司会進行をさせていただきます、農林水産局林業課の井福でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。開会に先立ちまして、川崎林業振興担当部長からご挨拶申し上げます。

(川崎部長)

皆さんこんにちは。林業振興担当部長の川崎でございます。広島県森林審議会の開会にあたりまして、
一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
また、日頃より、本県における森林・林業・木材産業行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、厚
くお礼申し上げます。

本日の審議会では、質問事項として、高梁川上流森林計画区の地域森林計画の樹立及び江の川上流森
林計画区ほか 2 計画区の変更についてご審議いただくこととなっております。森林計画制度につきま
しては、来年度、国において森林・林業基本計画と全国森林計画が変更されることから、本県の地域森林
計画につきましても、来年度に全面的な見直しを行う予定としております。よって今回の計画は、小幅
な変更のみとなります、計画量や森林面積などについて、ご説明させていただくこととしております。

また、今年度は本県の農林水産業の指針である「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」
の最終年でございますので、これまで取り組んだ森林資源経営サイクルと森林資源利用フローの成果及
び課題を検証しつつ、現在検討中であります次期アクションプログラムの方向性について、併せてご説
明をさせていただきます。

委員の皆様方からは、専門的な視点で、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

最後に、本日は限られた時間ではありますが、本審議会が、活発なご議論によりまして、有意義なも

のとなることを祈念いたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

(井福参事)

本審議会においては、令和7年9月30日をもって委員の任期が満了いたしました。このため、本日お集まりの委員のみなさまにおかれましては、10月1日付けで新たにご就任いただきました。

ここで、本日ご出席いただいております委員の皆さまをお配りしております名簿順でご紹介をさせていただきます。

広島県生活協同組合連合会理事の大内佳子委員でございます。

公立大学法人福山市立大学教授の加藤誠章委員でございます。

広島県森林組合連合会代表理事長の小林秀矩委員でございます。

広島森林管理署長の里見昌記委員でございます。

一般社団法人広島県木材組合連合会会長の竹内徳將委員でございます。

中国木材株式会社取締役会長の堀川智子委員でございます。

みずえ緑地株式会社代表取締役の正本大委員でございます。

広島県公立大学法人県立広島大学准教授の村田和賀代委員でございます。村田委員はオンラインでの参加となります。

山之内公認会計士事務所の山之内暁子委員でございます。

なお、神石高原町長の入江委員、有限会社一場木工所代表取締役の一場委員におかれましてはご欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

川崎林業振興担当部長です。

野上林業課長です。

小谷森林保全課長です。

栗栖林業経営・技術担当監です。

白石治山担当監です。

紹介は以上になります。

(野上課長)

それでは、会長の選任に入らせていただきます。

当森林審議会の議長は、本来、会長に務めていただくことになっておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、令和7年10月1日に新たに委員にご就任いただきました。

このため、ただ今から、会長の選任をお願いしたいと思いますが、森林法第七十一条の規定により、会長は委員の互選によって選出していただくことになっておりますので、どなたかご推挙いただけませんでしょうか。

(里見委員)

森林・林業行政にも精通されている小林委員が適任ではないかと思いますので、推薦させていただきます。

(野上課長)

ただいま、会長に小林委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野上課長)

異議がないようでしたら、拍手をお願いします。

(各委員 拍手賛同)

(野上課長)

それでは、小林委員に会長に就任いただくことに決定させていただきます。それでは、これから議事進行は会長にお願いしたいと思いますので、会長席の方へ、移動をお願いします。

それでは、会長のご挨拶をお願いいたします。

(小林会長)

皆さんこんにちは。先ほど会長にご指名をされました小林でございます。たいへん責任の重大さを感じておりますし、皆さんのご審議でございますので、しっかりやりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんのご存知のとおり、当審議会につきましては、森林法に基づいた県からの諮問事項、または県の森林・林業の施策についてご審議をいただくことになっております。この審議会のスムーズな運営につきまして、皆さんの格段のご配慮をいただこうというふうに思っておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席者数についてご報告をお願いいたします。

(井福参事)

本日、出席委員は9名です。委員総数11名の過半数、6名以上のご出席をいただいておりますので、この審議会は成立しております。

(小林会長)

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を私の方から指名をさせていただきます。里見委員と大内委員にお願いしたいと存じます。

(両委員)

はい。

(小林会長)

ありがとうございます。それでは、次第に従いまして、森林保全部会の部会員と部会長の指名に移りたいと思います。まず、森林保全部会について、事務局から説明してください。

(野上課長)

本県におきましては、広島県森林審議会運営要綱の規定により、森林法に基づく開発行為の許可に関する事項等について、森林保全部会が分掌することとし、部会の決議をもって総会の決議とすることができます。

また、森林法施行令に基づき、部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てるとされています。

(小林会長)

森林保全部会において決議された事項については、運営要綱の規定により、その決議をもって総会の決議とすることができますとなっておりますが、引き続きそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(小林会長)

ご異議なしということでございまして、そのようにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、森林保全部会の部会員と部会長は、会長が指名するという説明がありましたが、事務局から提案がありましたらよろしくお願ひいたします。

(野上課長)

それでは、事務局から提案させていただきます。部会員は小林会長、里見委員、正本委員に、部会長は加藤委員にお願いしたいと考えております。

(小林会長)

今、事務局から提案のあった部会員と部会長についてご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

はい。それでは、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、本日の議題につきまして、知事から諮問をいただきます。

(川崎部長)

知事が出席できませんので、私の方から代読させていただきます。

広島県森林審議会会長様

地域森林計画の樹立及び変更について、高梁川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について及び江の川上流、太田川、瀬戸内森林計画区の地域森林計画の変更について、森林法第6条第3項の規定によって貴会の意見を求める。

令和7年11月25日広島県知事

よろしくお願ひいたします。

(小林会長)

ただ今、部長から知事からの諮問につきまして説明がありましたけども、まずは、ご審議をいただく前に、事務局から冒頭に今日の審議会の進行を説明した上で、説明の開始をお願いしたいと思います。

(井福参事)

本日は、まず諮問事項といしまして、地域森林計画の樹立及び変更について説明いたします。次に説明事項といしまして、広島県農林水産業アクションプログラムの検討状況について説明いたします。

(森林企画G)

【スライドにより説明】

○地域森林計画の策定について

- ・(議案1) 高梁川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について
- ・(議案2) 江の川上流、太田川、瀬戸内森林計画区の地域森林計画の変更について

(小林会長)

はい。ありがとうございました。それでは、事務局から説明がございましたが、委員の皆さんからご意見がありますか。

(野上課長)

補足説明を1点させてください。今回の各地域森林計画の樹立及び変更案につきましては、10月9日から11月4日までの26日間、縦覧を行うとともに、近畿中国森林管理局長、関係市町長に対して照会を行っております。意見の申し立てはありませんでしたので申し添えます。

以上です。

(小林会長)

それでは、皆さんからご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。はい、加藤委員。

(加藤委員)

質問お願いします。2つございます。まず、1つめが面積の増加に関してですけれども、プラニメータに関しては精度がプラスマイナス0.1%と資料の18ページにございます。今回はそれを大きく上回っているのですけど、これは精度に全てを押し付けてよろしいのかというところですね。あとは、GISポ

リゴンがあったとしても、これはどこまでの精度でポリゴンの点を打っていくかによって大きく依存しますので、系統的な誤差というのがまた別なものがあるのではないかというものが考えられるので、もしあれば教えてください。もう1つは、高梁川上流の今期計画の間伐面積になりますけども、1274ha だったかと思います。一方、資料の12ページにおきまして、間伐というのが10齢級くらいまでとされておりますけれども、仮に8齢級未満のものを間伐しても、全然面積が足りないので、9齢級、10齢級のものを主として間伐することは望ましいと考えてらっしゃるのかどうかを教えてください。

(山野主査)

はい、お答えいたします。まず、1点目の面積の件ですが、プラニメータの機器上の精度はプラスマイナス0.1%となっておりますが、プラニメータを操作する側が点を正しくされていたかどうかが今となっては分からぬところなのですが、長い年月をかけて皆さん手作業で多数の人間が参加してやっておりますので、得手不得手があって、その辺で精度が変わっていったのではないか、また、簿冊にそれぞれ転記していくのですが、それにもしかしたらミスがあったのかもしれないと考えております。また、この精度とGISとの比較ですけれども、区画で申しますとこれは単独に見えるのですが、GISのポリゴンは森林の区画全部を引っ付けた面積で行いますので、プラニメータの区画・区画と比べるとその交わり、ラップする部分がないということで、全体で申しますとこちらの方が誤差は少ないと考えております。

また、もう1点の高梁川の間伐につきましては、齢級構成で申しますと、ご覧のようにヒノキの人工林の方が比較的若く、最も多いのが9・10齢級、12・13齢級までは割と面積が多く、スギの方が大分少なくなっています。間伐に適した面積でいいと申しますと、委員がおっしゃられるとおり、20年生くらいから間伐を始めて標準伐期齢である40年生から50年生まで続けていくのが一般的ですので、このままですと若齢級の保育間伐でいうと資源量的には足りません。ただ、長伐期施業を目指す場合や、経営に適さない場所で針葉樹から針広混交林を目指した場合に、高齢級であっても間伐を続けていくということを踏まえて、現在の計画量としております。以上です。

(加藤委員)

ありがとうございます。

(小林会長)

そのほかはございませんでしょうか。はい、堀川委員。

(堀川委員)

13ページのところで、人工造林の計画と実績をみると非常に進んでいないということで、これは日本全国でいわれていることなのですが、皆伐後の造林率が非常に低いということで、これは長期的な観点でいうと資源の保存とか、それからここに天然更新というふうに書かれていますが、要は雑木ということで、今、環境問題で、CO₂の吸収等も針葉樹の方が非常に高いといわれていますので、ここはもうちょっと頑張らなくてはいけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(山野主査)

はい、お答えいたします。おっしゃられるとおりなのですが、現在、県内的人工造林、再造林率は3割～4割程度となっております。この計画区についてはもう少し低く、これまでの5年の実行歩合でいいますと25%となっているところです。現状では、資源量見合でいいますと、伐ったところに天然更新を選択していても資源量見合では足りる計算にはなっておりますが、このまま再造林をしないと、やはり当然ながら減少していって、将来にわたって林業経営するにはやはり再造林を進める必要があると思っております。これまででも再造林を進める取り組みをアクションプログラムに沿って進めていたところですが、来年度からスタートいたします新しいアクションプログラムでは更に再造林を推進する施策を強化して進めて参りたいと思っているところです。以上です。

(堀川委員)

どこが一番大きなネックになっているのか教えていただけますか。

(井福参事)

やはり、所有者の意思というものがありまして、植えてから収穫までが50年かかるということで、過疎化も進み後継者がいないということで、後継者がいないのに植えることにすごい抵抗感があるといったところがあります。また、投資が未来に回収できるかという問題もあります。あとは、シカなどの獣害対策、それらの3つが大きな要因になっておりまして、それをそれぞれ次期アクションプログラムで解決していかなければと思っております。

あとは、主伐事業者と造林事業者がばらばらといったところがあり、主伐事業者は、主伐はするけど造林はしないといったことが、大きな要因だと思いますので、主伐事業者と造林事業者、つまり森林組合さんになるんですけど、両者が連携を図りながら主伐と再造林を一体となって処理するといったようなところを進めていかなければと思っております。以上になります。

(小林会長)

では、その他は。はい、大内委員。

(大内委員)

今の質問で、連携ができていない主伐事業者と造林事業者、それはそこに限ったことなのか、それとも県全体のことなのかを。

(井福参事)

はい、県全体になっております。主伐事業者は伐るのが専門となっておりますので、造林すると稼働率が落ちるというんですか、生産率が落ちるといったところになりますので。

(大内委員)

これは県全体の問題であるということですか。

(井福参事)

はい、おっしゃるとおりです。そう認識しております。

(小林会長)

大内委員、よろしいですか。その他はありますか。はい、竹内さん。

(竹内委員)

同じく 13 ページで、針葉樹のところはだいたい伐採して造林していると想像がつくのですが、広葉樹のところが結構な量が計画されているのですがその中身、というかその広葉樹をどういう目的で使われるための伐採なのかということと、それについての造林などができるのか、どのようにするのかを教えていただきたいのですが。

(山野主査)

はい。広葉樹の伐採も多くされております。県内で広葉樹を伐採したその用途は、ほとんどが製紙会社へのチップ、またバイオマスに使われておると認識しております。また、広葉樹については伐採後に針葉樹を植えるという事例はほとんどなく、萌芽更新を期待して天然更新を選択されている場合がほとんどと認識しております。

(竹内委員)

ということは、天然更新の数字に入ってくるということ。

(山野主査)

はい、そのとおりです。

(竹内委員)

ということは、天然更新のほとんどが広葉樹にあたるわけですかね。

(山野主査)

天然更新は広葉樹のほとんどと、針葉樹の先ほど申しました再造林できていないところということです。

(小林会長)

その他ありますか。村田先生ありますか。

(村田委員)

今、広葉樹と天然更新の話題が出されていたのですけども、天然更新をするにしても技術的な将来の管理等含めて何がしかの指導とか、所有者に対するアプローチみたいなものはされていらっしゃるんでしょうか。

(山野主査)

はい、お答えいたします。木を伐採する場合、伐ったところの市町に伐採届を提出しなければなりま

せん。事前に伐採届を提出するのですが、その時に人工造林をするか天然更新をするかの2択があり、天然更新を選択した場合は、5年間猶予があるのですけれども、5年以内に天然更新が実際に更新されたかどうか、後々に報告を提出する必要があります。そういうところで伐採届を提出した際には市町の方に、もし、実際に天然更新されない場合は人工造林をさらにしないといけないよというような指導を届出された方にしているところが、実際に天然更新されるかどうかの担保となっています。

(小林会長)

先生よろしいですか。

(村田委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(小林会長)

その他、どうぞ。

(正木委員)

今回、面積が測定によって変わると、面積が全体的に増えて、特に今回の高梁川地区の増加率が大きくて、今後様々な目標に対する面積が今回の増加率に応じたような変化を遂げるのか、絶対量は変わらずにただ面積が増えたというだけになっていくのか、その辺りの今後の計画反映について教えてください。

(山野主査)

今回デジタル化処理で県としては精度を高めたと認識しております。他の森林情報、樹種や樹高など、これからも精度を高めていかなければならないことがいろいろあるんですけども、精度を高めた上で、その高めたあとで正しいデータを基に施策を進めていく予定としております。

(小林会長)

その他ございませんでしょうか。無いようありますので、ご意見、ご質問は終わらせていただきたいと思います。議案は、案のとおりで適当である旨を答申するということで、いかがでしょうか。よろしくございますか。

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

ご異議が、ないようですので、議案は、適当である旨を答申したいと思います。

なお、答申書の作成にあたっては、会長に一任していただきたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(各委員)

はい。

(小林会長)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

それでは次に、広島県農林水産業アクションプログラム（森林・林業）の検討状況について説明をお願いします。

(井福参事)

【スライドにより説明】

○広島県農林水産業アクションプログラム（森林・林業）の検討状況について

(小林会長)

ありがとうございます。川上・川中・川下くらいに分けて、当然、消費者の立場とか、瞬間的にここをつかんだとかでよろしいので、何かご意見なりご質問があれば、よろしくお願ひいたします。どうぞ、加藤さん。

(加藤委員)

まず、全体に関してですが、私、いくつかの委員会に出ていてその断片的な情報しか知らないのすれども、「ひろしまビジョン」は現在見直し中だと認識しております。多分、知事も代わってその見直しも若干遅れていると把握していますが、今回の見直しの中で、これは下位計画に当たるから、「ひろしまビジョン」の見直しを踏まえて検討するようなところが前提になっているかと思うのですが、それがどのようにになっているかということと、また、今後、現在の状況から変更しうる「ひろしまビジョン」についてはどのように思われているのかについて教えてください。

(井福参事)

はい。「ひろしまビジョン」と今回のアクションプログラムはだいたい並行させていただいておりまして、ビジョンを見据えながらアクションプログラムをといった形で少しずらしながら、同時並行的にさせていただいております。

(加藤委員)

同時並行はいいのですけど、基本は向こうで出た何かを踏まえてこちらも合せて、歩調を合わせるんですよね。

(井福参事)

歩調は合わせます。間違いなく、まず、ビジョンをまず優先で。

(加藤委員)

そういう中で、どこを合わせていらっしゃるのかということを。

(井福参事)

基本的には今のビジョンの流れを踏襲しつつというのはありますて、新たな課題としていくつかの課題を入れ込んでいるということになっております。一つは再造林をいかに進めるかといったところを。

(加藤委員)

すいません、本事業の課題ではなくてビジョンの見直しに伴うアクションプログラムの反映についてお尋ねしています。上位が変わったら下位も変わるのは基本なので、それはどのように反映されているのですか。

(井福参事)

まず、見直しているのは、人口減少の課題がありますので、労働者の確保と需要の減少について、どのように対応していくかといったところで、その課題を踏まえた資源の循環利用について、例えば主伐再造林であれば、主伐事業者と造林事業者の連携や、所有者の同意が取りにくいということで、所有権移転といった管理手法のところを盛り込んでいると。

(野上課長)

今、資料を見てもらって、目指す姿の中に現状・5年後・10年後というふうに表現していますよね。県全体のビジョンについても、30年後を見据えて現時点でどういうふうに進めていったらいいかという計画の立て方をしています。今日これで説明させてもらっているのは、そのビジョン全体としてはそれぞれの分野で当然中身が違うんですけど、将来を見据えてどういう対応を今後していったらいいかというのを、そういう計画の立て方をしています。今、知事が代わってという話ですよね。

(加藤委員)

変わる前から、広島ビジョンは10年計画だったけれども、5年で今見直し中ですよね。その見直しに関してそこの大枠で変わったところがあつて、それを受けこれもある程度出てくる課題というのがあって、それを踏まえて修正するというのが前提だと思うんです。もちろん、この事業単独での課題を解決するのも当然ですけれども、今、そちらの説明をいただいたような気がするのですけれども、ビジョンの変更に伴つて変わったところはどこですかという質問です。

(野上課長)

そういう意味でいうと、社会現象の人口減少であつたり、今後の労働力不足が、また、若年層が抜けていくとそういったところに対して特にこの分野で言うと、今後、林業従事者の確保自体、そこが全序的な流れと同じようにそこをどう対応していくかという点を特に書いております。

(加藤委員)

そこだとおっしゃる。そして、ビジョンは今変わって、多分、見直しも今、若干延期にかかっているんですけども、その中で今後出てくる意見に関してもこれは反映した上で更新されると思うのですけれど、その予定はあるんですか。

(野上課長)

予定はですね、まだ着任されていないので公式なことはちょっと申し上げにくいのですが。

(加藤委員)

他事業に関しても、それ待つて今後の5年計画の見直しについては若干遅らせるみたいな話を聞いている事業もあります。この事業に関してはそういったことはしないと。

(野上課長)

そこは同様な動きになりますが、ただ、来週着任されて指示が出るものを今の時点でこうですという材料は持ち合わせていないので、方向性としては新知事着任されて自分の意向を反映された計画を作るということです。当然、そうなるとこの計画もずれ込む可能性は高いです。

(加藤委員)

ありがとうございます。

(小林会長)

その他、ありますか。はい、正本委員。

(正本委員)

はい。まず、1つはご説明いただいた中で、コウヨウザンのことがでていました。今後、生産を増やしていくみたいという目標があって、こちらの冊子の32ページの下の方にコウヨウザンの活用ということで、グラフがありますけれども、この中の苗の出荷実績というのが、令和3年をピークに減っていますね。ある程度造林するというところに対して進めていくので、生産量としては少しまた増えていくということで、現在グラフ上では、ミスマッチということになりますが、今後増やしていくのかどうかを知りたいということですね。コウヨウザンにどれくらい期待値を寄せるか、早生樹としての方向性があつたらお聞きしたい。

もう1点が、説明の最後の方で、県民参加活動の説明がありました。そういった人材の育成がかなり、今後も欠かせないところであります。以前は森林インストラクター制度などもありましたが、今、森林インストラクターをとった人も高齢化しております。新たに県民参加の気運を高めていくためにそういった人材育成というものを行政とか専門家だけでなく、広くやっていく必要があるのではないかと感じておりますので、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。以上です。

(野々村主査)

コウヨウザンについて引き続き推進していく中で、パンフレットの苗木の出荷実績が下がってきているというミスマッチがあるということなのですが、記載のとおりコウヨウザンは低コストで再造林ができる非常に将来有望だということで、広島県として平成28年から推進してきました。ただ、植栽したときに、ノウサギの被害が非常に顕著に出てしまうため、一時期のような需要がなくなってきており、こういう影響もあって苗木生産が落ちているところです。今後は低コスト施業をするためになるべく安

価な施業で、ノウサギやシカの獣害対策について検証していき、造林面積を増やしていければと考えておりますので、これからも様々な取り組みをして推進していきたいと考えております。以上です。

(正本委員)

ちょっと意地悪な質問で。獣害対策がシカのみが表に出ていたので、コウヨウザンを頑張るのだったらノウサギ対策もいるのかなというところで、ご質問させていただきました。

(小林会長)

県民参加は。

(石井主査)

県民参加の多様な森づくりを進めるためには、県民の皆様に、森林・林業への関心を高めていただくことが必要ではないかと考えております。当方で進めております、ひろしまの森づくり事業においては、自然とふれあう体験活動を実施している住民団体への支援や一般の方が参加できる木育体験イベントへの支援などにも取り組んでおります。また森林ボランティア団体が増えてきているのですが、県内の団体間の技術とか情報等の情報共有を進めるということで、交流の動きというのも出てきております。こういった動きを進めていくことによりまして、将来ボランティア、それからインストラクター等にも取り組む方を増やしていければと思っております。

(小林会長)

その他、ございましたら。

(里見委員)

アクションプログラムでお願いしたいことは1点しかなくて、個人的に思っている林業の最大のリスクは先ほども出ましたけれども、獣害、特にシカの被害だと思っています。先日も、植えた木が、大丈夫だろうと思っていたら、ひと夏であつという間に全滅したという事例も出ていまして、今後再造林率を上げていく中で、一番コスト・手間暇がかかるのはシカの対策であると考えると、抜本的な取り組みをはっきり申し上げれば、シカの密度自体を減らさないとどうにも立ち行かない。目標では10年後に3倍に再造林面積を増やすことになっていますけども、伐るのも3倍、植えるのも3倍と、10年後に人手がそれだけ確保できるのかというとそれは期待できない。かといって3分の1に省力化するというのもこれもなかなか現実的には無理で、特にシカについてはシカ柵を張ってシカが入ってこないようにする以外、対策はないという状況なんです。これを全部3倍張るのか、見回りもしないといけないですし、補修もしないといけない、誰がやるのですかと。たぶん誰もできないということは、林業はあきらめるしかないというふうにつながっていきかねないと非常に危機感を感じておりますので、だらだらやるとコストだけかかりますから、集中的にシカを捕獲するというような計画を、森林だけの問題ではなくて自然環境部局さんが主体でやられていると思いますが、そこはしっかりと連携して、県の目標としてちゃんと捕るんだという科学的なアプローチでしっかりと目標を立てて、捕獲の方もこの中では扱いが小さいような、最大のリスクという危機感があまり読みとれないなというところもありますので、ぜひもっと前面に出して、シカは最大のリスクの一つですというのをもっと言っていくべきではないかと思いまし

た。意見は以上です。

(小林会長)

要望ではあります。何かありましたらどうぞ。

(栗栖担当監)

獣害対策をしっかりとやっていかないとまさにおっしゃられていた全滅になりますので、我々としてもこれから再造林を進めていくことにおいて、獣害対策は人手も含めてコストが非常にかかるということを認識をしているところです。そういう意味では、まず、少しでも効率的に獣害対策ができないかということは継続的に検証していく必要があると思っていますし、一方で密度をどうしていくのか、当然我々農林水産部局だけではなかなか難しい問題もございます。専門家の意見によると密度を減らしても被害が減らないといった意見もあるのですが、そうはいっても今非常に生息域も拡大しておりますし、1万5千頭捕って、頭数が横ばいという状況ではあるのですが、それ以上に捕っていかないと減っていくことになりますので、関係部局と連携して、密度管理の部分についても、引き続き危機感を持つて考えていきたいなと思います。

(小林会長)

加藤先生。

(加藤委員)

細かい説明ですけども、10ページに施設の老朽化対策を実施するとありますが、長寿命化とかではなくて、壊れたら直す意味合いで使われてらっしゃるでしょうか。もう一つ、相続土地国庫帰属制度では、民有林は減ったりしないですか。手放して国に返すという。それが相当広がっていたら面積も減るのかなみたいな。その辺の影響が大きかったら対策も必要かと思ったので教えてください。

(越智主査)

治山事業は、メンテナンスフリーというのが基本的な施設でございまして、老朽化対策とは、壊れたら直すというスタンスになります。

(山野主査)

相続土地国庫帰属制度ですが、県の方にも法務局から問い合わせが何件も来ております。ただ、森林かどうかの確認をするのですが、調べても森林ではない場合が大変多く、また森林であっても大面積である場合は少なく、小さなところばかりですので、影響はないかと思っております。以上です。

(小林会長)

その他。

(堀川委員)

まず、全体的に課題を明確にされて10年後を見据えられて、非常によくできていると思っておりま

す。その中で、6ページ。先ほども再造林が進まない理由に収支が見合わないという話が合ったと思うのですが、ここが日本の林業の中で一番の課題だと思っておりまして、それを解決するには海外の事例を見ますと施業面積を拡大しなければどうしようもないと思っております。その中でここに書いてある所有者境界の明確化まずこれが第一歩だと思うのですが、広島県ではどれぐらい進んでいるか。それから、先ほどのシカについてなのですが、非常に関心を持っていまして、真庭市が色々やっているということで、実際訪問させていただきましたところ、私が聞いているよりも捕獲に対する補助が手厚かつたり、ジビエの活用も進んでいるということで、広島県全体の補助がどうなっているかは正しくは理解していないのですが、私の住んでいる南の地区では、ほとんど補助がないような状況と伺っております。ここらへんはもう少し予算を押さえていかないといけないのかなと思っています。そこについて、何かありましたら教えてください。

(小林会長)

所有者境界明確化についてお願いします。

(中石主査)

広島県の境界明確化の割合について、ご説明させていただきます。広島県の林野分野の地籍調査の進捗具合は、約50%であります。所有者のどのくらいが明確になっているかというのは県独自で調査しているデータは無いのですが、国交省の方がやっておりまして、約7割が今の登記簿に書いてある住所で届く、残りの3割が今の登記簿情報では、所有者にたどり着かないという結果が出ております。

(堀川委員)

7割は私が思ったより、まあまあの数値だと思うのですが、そういう方に森林を管理する意思があるかどうかの確認。最終的にはそこが一つの目的だと思うのですが、その情報はありますか。

(中石主査)

今の7割というのは、手紙などで連絡がつくことあります。今委員からのご質問があったように、そこに連絡がついたとしてもどのくらいの人が森林の施業の意思があるかどうかということに対して何割ぐらいの方がそういう意識がありますというのを、明確に答える資料は持っておりません。

(堀川委員)

先ほど相続の国庫の話が合ったと思うのですが、小面積で出てくる話だったのですが、本当は、小面積でも、皆全部引き受け、大規模化して、意欲のある事業者に渡していただけるといいのかなと思っております。

(小林会長)

そこについては、要望という形で。それと、各市町で違う獣害対策は把握していますか。

(野々村主査)

捕獲につきましては、先ほど話にも出ましたけれども、環境部門で管理するということで、市町が有

害鳥駆除を行っている状況でございます。ですので、県内一律ほぼ同じような形にはなっています。それ以外ですと、農業分野や林業分野で、農業であれば畑などの周りでの駆除、林業であれば造林地の周りでの駆除というのを実施しているところですが、林業においては、特に昨年まで実施していたのですが誘引捕獲とかの林業の事業の実証を実施して、森林組合の方々に捕獲の狩猟免許を取ってもらう、資格を取るための支援などを行ってきたところでございます。市町によってかなり差があることは、把握できていない状況です。

(栗栖担当監)

農業分野であればいろいろと支援を聞いておりますが、県内で、林業のみで捕獲に関する支援を設けているところはありません。柵に関しては造林の補助事業のメニュー等で行っていますが、なかなか柵を設置しただけでは、効果的な対策になっていない。また、密度管理もどうするのか。林業でも捕る頭数も限られており、密度管理となればもっと抜本的なことをやっていかないと状況はなかなか変わらないのかなと感じています。具体的にこうするというについては、お示しできませんけど、感覚的なところではそういうふうに思っています。

(堀川委員)

真庭は、非常に手厚い補助がでているようなのですが、なかなか広島県では、それは難しいと。

(栗栖担当監)

真庭の状況をまだ確認できておりませんので、少し情報収集させていただけたらと思います。

(小林会長)

正確な答えをまた返しますので、よろしくお願いします。

竹内さん、着工件数が少なくなったことは衝撃が大きいと思うのですが、問題はないですか。建築基準法が変わったということ、広島県は非常に審査が厳しいということを聞いてもらえますか。

(竹内委員)

建築基準法が変わって、3月に駆け込み需要がありました。その駆け込み需要のあとがぱったり半年間仕事の進捗が減って大変困っていたのですが、これは総需要が住宅価格の高騰で需要主体が縮んだことで、確認申請の手間取りが業界としては何とか解決してくださいと話を申し上げていたのですが、それが回復しても基本的な住宅着工の戻りにはつながってこないのではないかというところが半年を過ぎて自覚し始めたと思います。

(小林会長)

審査が非常に難しい。この辺は消費者の皆様がまだ待っている状態が続いているということを当局と話をして、他県では中間検査さえもありません。本当に困っているところが非常に多いということを、他県と比べながらではないですが、スムーズな進行状況になるにはどうしたらいいかということを頭の片隅に入れておいていただけたら、着工件数も増えてくると思っておりますので、その辺を言っていただきたかったということです。

(竹内委員)

まったくそのとおり。両方なんです。

(小林会長)

行政が厳しいのは当たり前なのですが、もう少し緩和した方がいいのではと思っております。

(野上課長)

加藤先生からのビジョン改定を踏まえてどう対応するかというご質問に歯切れの悪い答弁だったのを発言させてください。今回のビジョンの改訂にあたっては10年の半分が過ぎたため改訂で出しているのですが、見直しの視点としては、5年間経過した社会情勢の変化であったり、変更ビジョンに基づいて林業分野を展開する中で、成果や課題を踏まえて正すことの検討を、そういう点で見直しを行っております。そういう意味では先ほども言いましたように、森林資源経営サイクルについては、従事者の確保であったり、デジタル技術の活用による低コスト化であったり、森林情報の管理をしっかりと進めていくといった要素をより重点的に取り入れるであったりします。またフローの方については今後人口が減っていく中でどのように需要を確保していくか、県産材の活動を考えていくかというそういう視点のところを重点的に見直しを図るようにしています。

(加藤委員)

こちらたぶん表に出ますよね。ビジョンを見直す過程において整合性をどうとっているか対外的に分かるように公表していただきたいなと思います。私が聞きたかったのはそこなのですが。それに対して意見があるわけではないです。ただ全体が変わってこのビジョンを踏まえたらアクションプログラムはこう変わりますよねと出るはず。それがあった上で出していただきたい。次期アクションプログラムについて、他部局との連携について書いていないのですか。

(野上課長)

書いていないと思っていただいた方がいいと思います。抜粋版で林業分野、林業関係だけを取りまとめてるので。

(加藤委員)

その中でも県産材の利用促進とかは、相当程度広げていく余地があると思いますけれども、それは連携する前提で、ここには書いていないということで、よろしいですか。

(野上課長)

公共建築であったり、そこら辺を使っていく動きはこれまでもしておりますし、県庁内で言ったら土木の方であったり、各関係部局とも進めておりますので。

(加藤委員)

できれば協力してやっているのであればそれも含めてアピールした方が良くなると思います。

(大内委員)

県内産の木材を使った場合の補助ってあつたりしますか。

(野上課長)

あります。

(大内委員)

一般の住宅でもあつたりしますか。

(野上課長)

一般の住宅でも、これまでもあります。

(小林会長)

時間が少しオーバーしましたが、大変貴重なご意見をいただきました。

会長という立場を抜かしていただきたいと言いますが、鈴木大臣が就任されたときに、僕でいいんですかというような返答を返しました。高市総理が鈴木大臣に『儲けよう。稼ごうよ』とおっしゃったようで。アクションプログラムにはどちらかというと、低コスト林業を目指すということをまだ書いている。儲ける、稼ぐというその辺が少し弱いのではないかと思っていますので、いかにして稼ぐ林業政策なのか森林政策なのかその辺に軸足を置いて、リスク管理、先ほどもおっしゃった獣害にしても他局と連携をしながらやっていかなければならないところがあると感じております。貴重なご意見をいただきたい、執行部の皆さんも参考にして頂きながら、今日の姿を再度確認し合って、こうなんだということを次のアクションプログラムに反映していただきますように心からお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと時間がオーバーしましたけれども、終始熱心にご審議をいただきまた貴重なご意見をいただき、衷心より厚く御礼申し上げます。

以上を持ちまして、本日の審議会を閉会したいと思います。進行を事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

(井福参事)

ありがとうございました。それでは、川崎林業振興担当部長から、閉会にあたりご挨拶を申し上げます。

(川崎部長)

長時間にわたり、たいへん熱心にご審議いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様から様々なご意見をいただいたと認識しております。また委員の皆様からのご意見を今後の行政またアクションプログラムの参考とさせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

(各委員)

ありがとうございました。